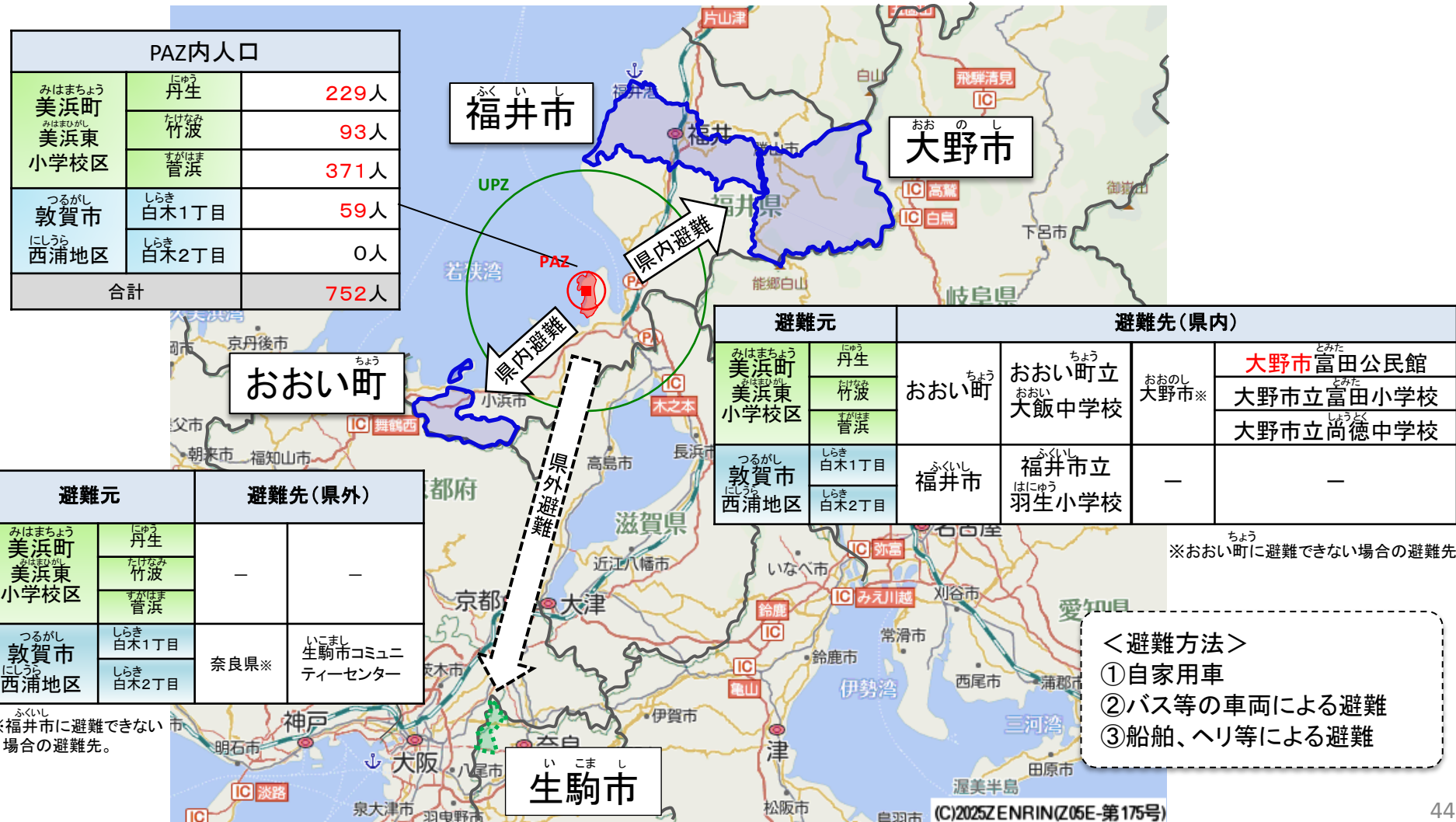


# 美浜町及び敦賀市におけるPAZ内の住民の避難先

- 美浜町美浜東小学校区(丹生・竹波・菅浜地区)の住民の避難については県内に2か所、敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)の住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



PAZ内人口		
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	229人
	竹波	93人
	菅浜	371人
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	59人
	白木2丁目	0人
合計		752人

避難元		避難先(県内)			
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	おおい町	おおい町立 おおい大飯 中学校	おおい市※	大野市富田公民館
	竹波				大野市立富田小学校
	菅浜				大野市立尚徳中学校
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	福井市	福井市立 羽生小学校	-	-
	白木2丁目				

避難元		避難先(県外)	
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	-	-
	竹波		
	菅浜		
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	奈良県※	いこまし 生駒市コミュニ ティーセンター
	白木2丁目		

※福井市に避難できない場合の避難先。

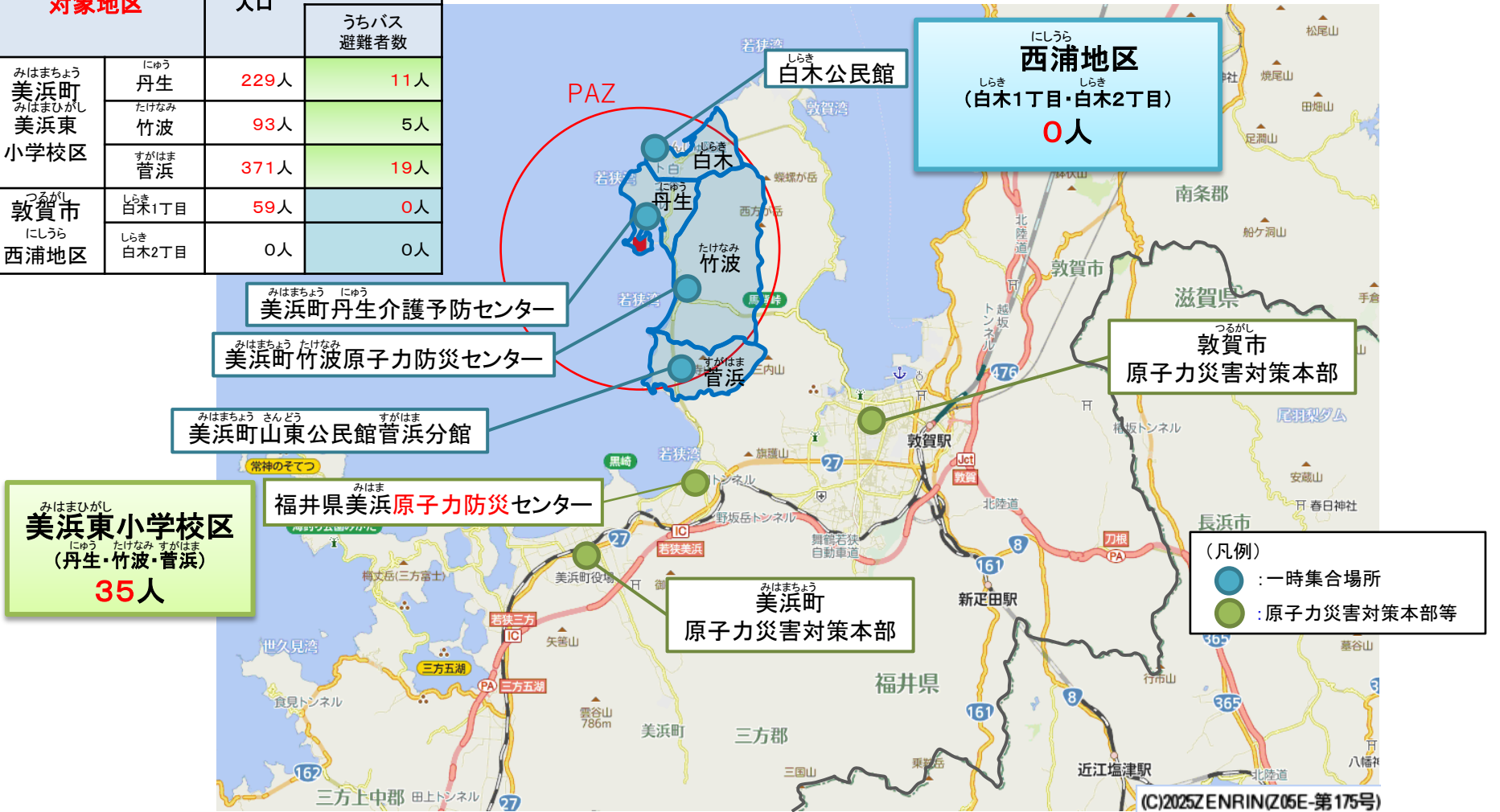
※おおい町に避難できない場合の避難先。

- ＜避難方法＞
- ①自家用車
  - ②バス等の車両による避難
  - ③船舶、ヘリ等による避難

# PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ 美浜町、敦賀市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全**752**人のうち、**35**人。

対象地区		人口	うちバス避難者数
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東 小学校区	にゅう 丹生	229人	11人
	たけなみ 竹波	93人	5人
	すがはま 菅浜	371人	19人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木1丁目	59人	0人
	しらき 白木2丁目	0人	0人



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# 美浜町及び敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、約35人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力(株)が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 敦賀市においては、自家用車で避難できない住民がいなかったため、車両の確保は不要。

## ＜美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	35人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

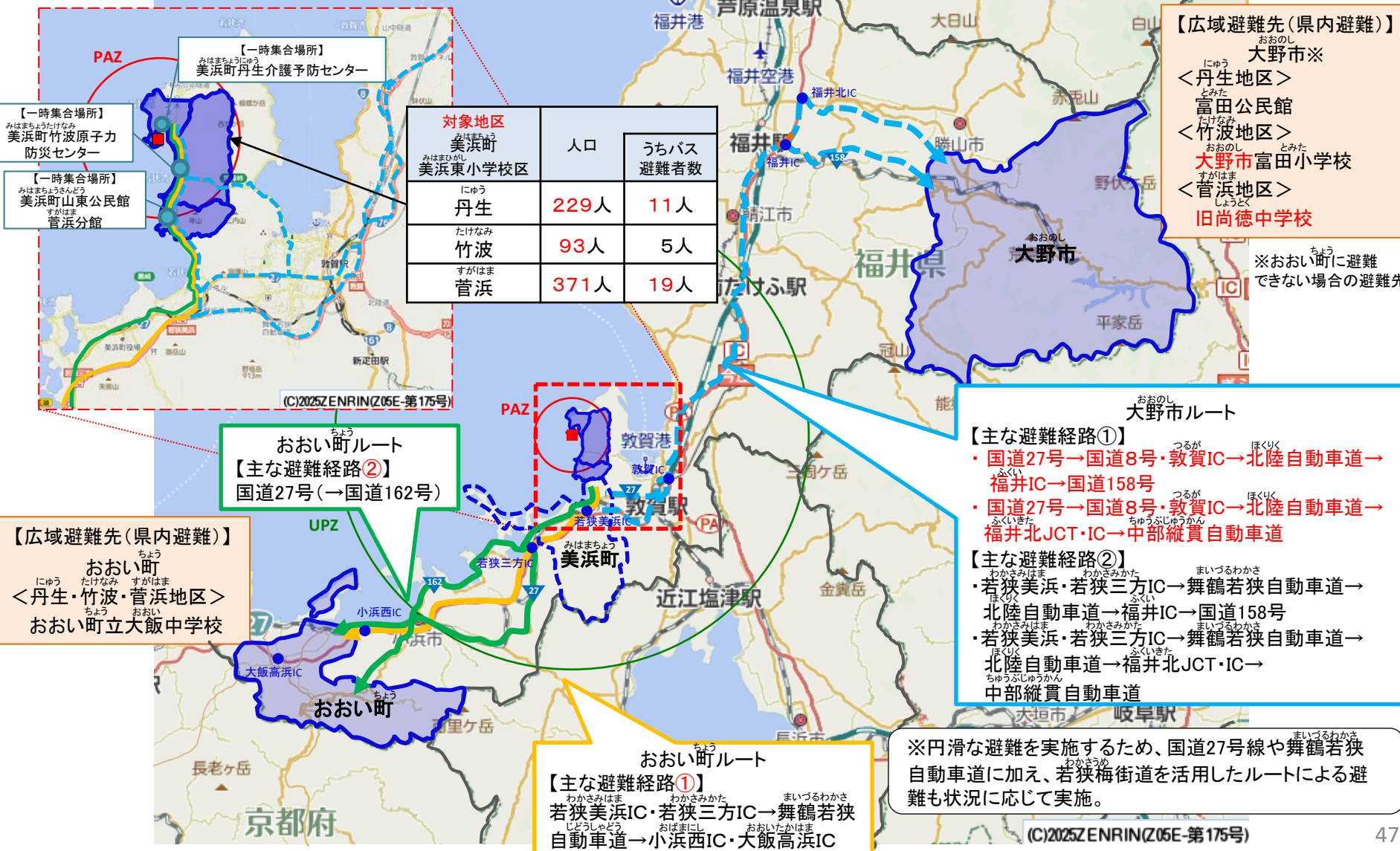
## ＜美浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		1台		
(B) 確保車両台数		1台		
確保先	関西電力(株)	1台		保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# みはまちよう 美浜町におけるPAZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



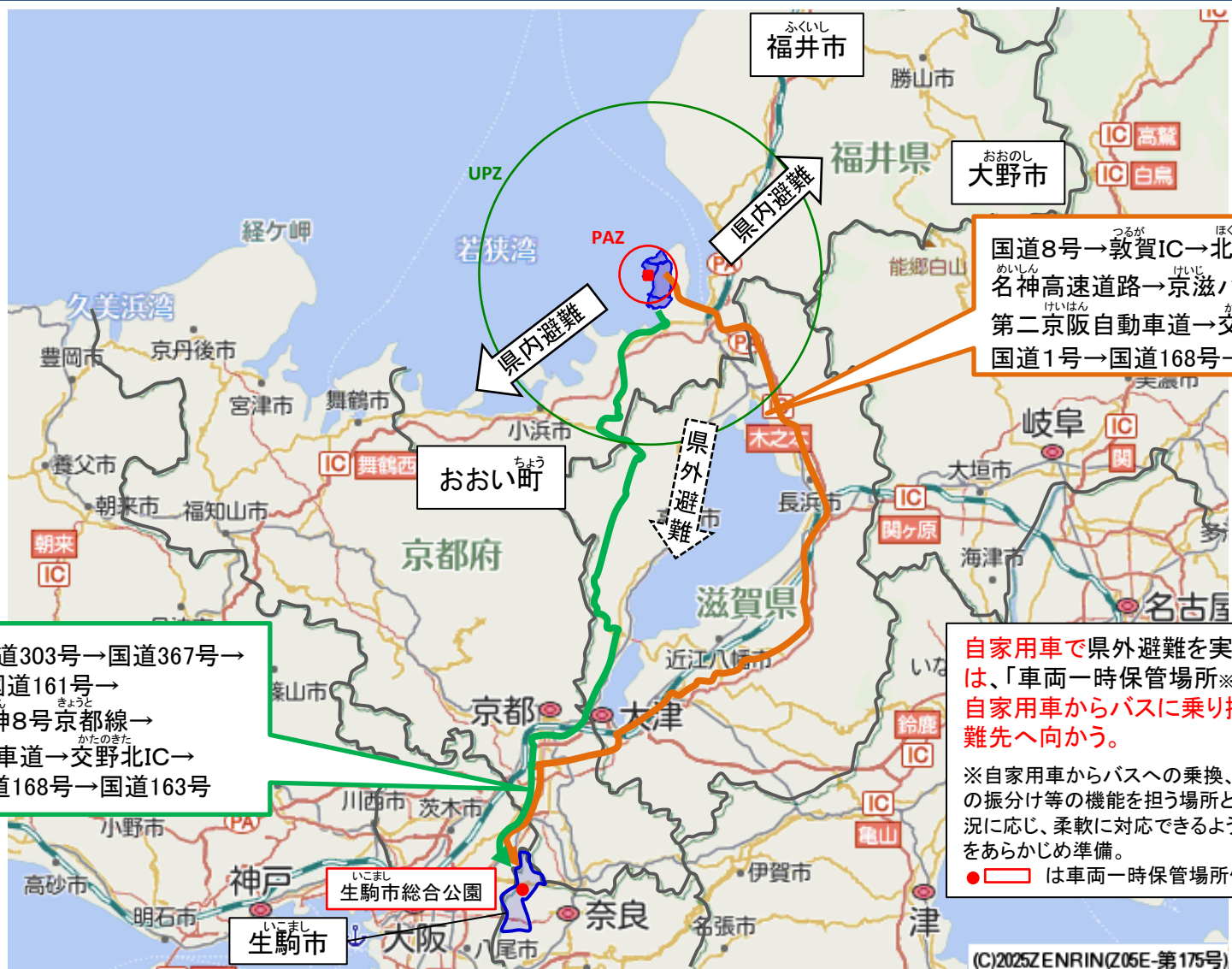
# 敦賀市におけるPAZから避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



# PAZから県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 敦賀市の県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→  
名神高速道路→京滋バイパス→  
第二京阪自動車道→交野北IC→  
国道1号→国道168号→国道163号

国道27号→国道303号→国道367号→  
国道477号→国道161号→  
国道1号→阪神8号京都線→  
第二京阪自動車道→交野北IC→  
国道1号→国道168号→国道163号

自家用車で県外避難を実施する際には、「車両一時保管場所※」に立ち寄り自家用車からバスに乗り換えてから避難先へ向かう。

※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるよう複数の候補地をあらかじめ準備。

● 〇 は車両一時保管場所候補地を示す

# 避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

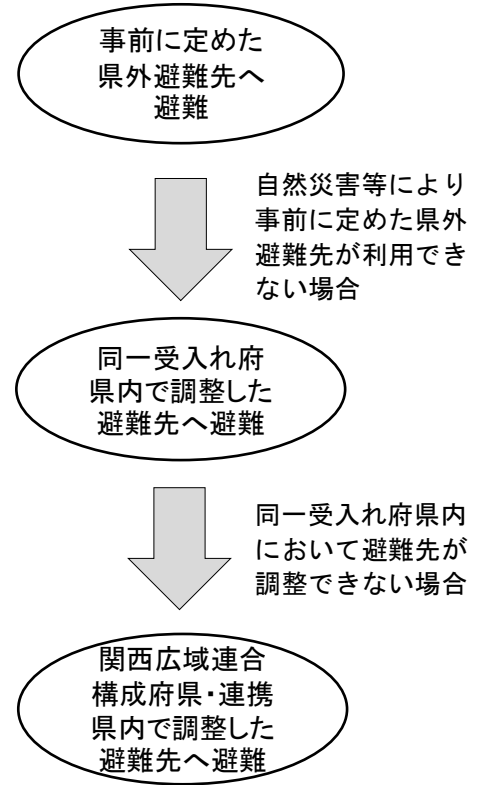
- ## 美浜地域における交通対策
- 1. 道路渋滞把握対策**  
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。
  - 2. 交通誘導対策**  
主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。
  - 3. 交通広報対策**  
    - 道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
    - 日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
    - 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等
  - 4. 交通規制対策**  
    - 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
    - 信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
    - 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。
  - 5. その他の避難の円滑化対策**  
    - その他、避難経路上の改善(法面強化・道路拡幅)を行う等の緊急時避難円滑化事業等を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



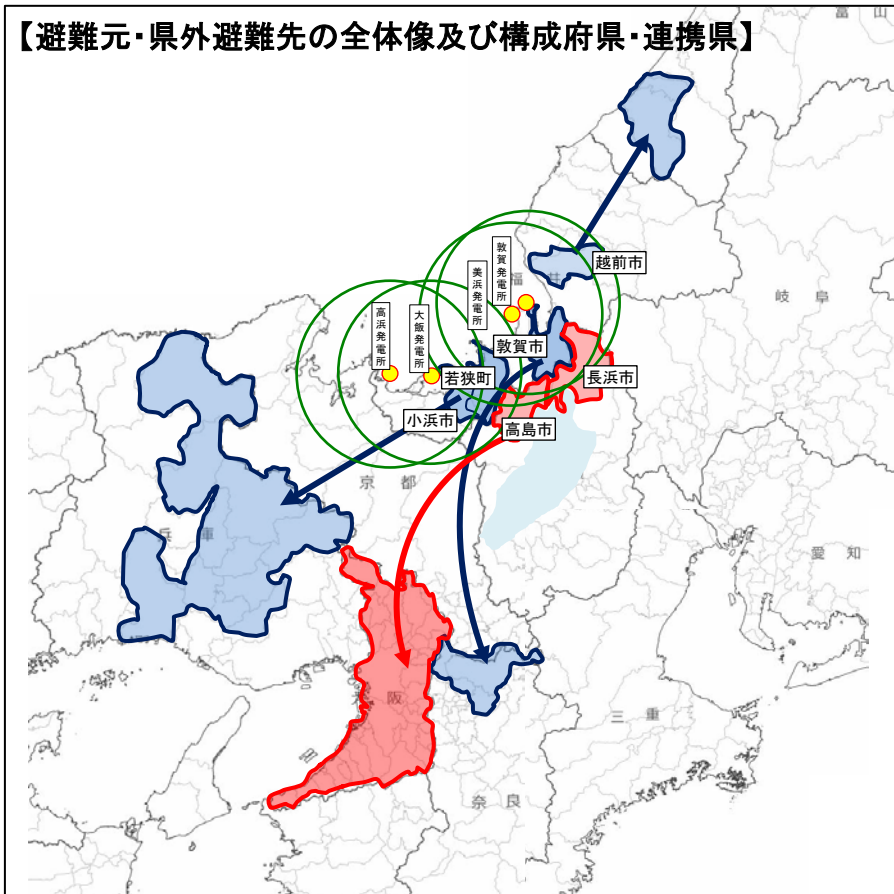
# 自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び滋賀県では県内に加え、県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合には、同一受入れ府県内において、避難先の調整を行う。
- また、避難先府県において、受入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合等に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

## 【県外避難先の多重確保】



## 【避難元・県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県※	福井県※
京都府※	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

※滋賀県、京都府、福井県は他県の避難先としては想定しない。

# 半島地域が孤立した場合の対応(敦賀半島)

- PAZに該当する敦賀半島(美浜町・敦賀市)については、自然災害により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護 対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力(株)においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

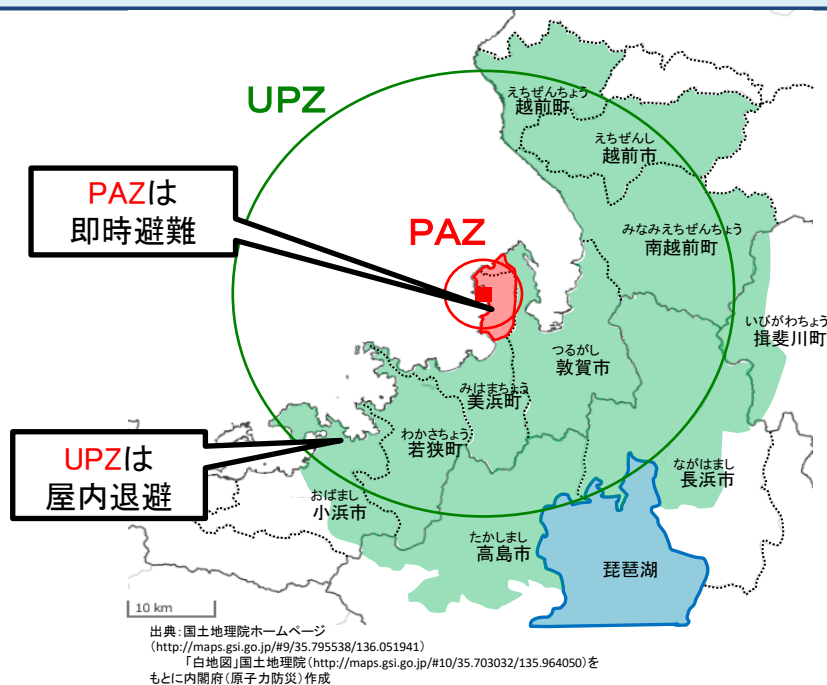
## 6. UPZにおける対応

### <対応のポイント>

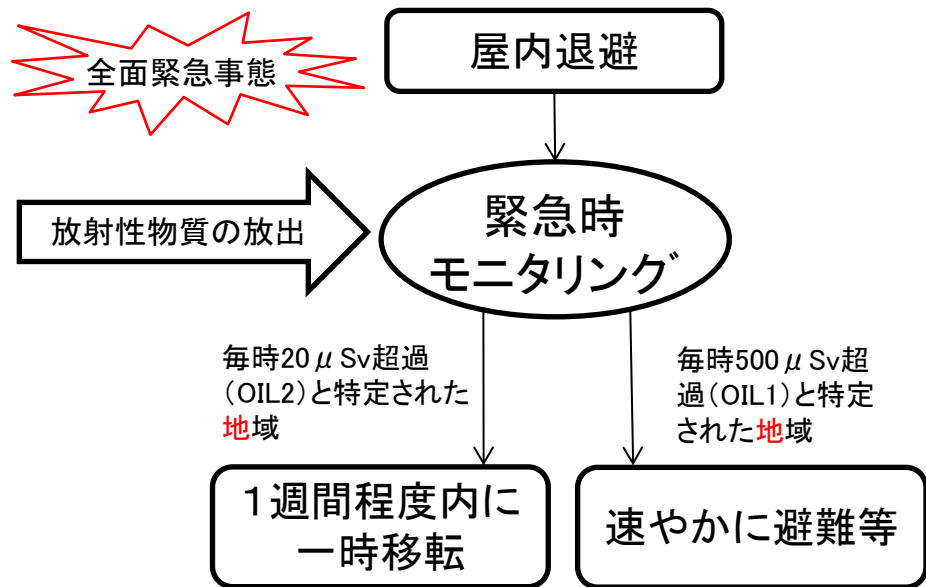
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

# UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時からおおむね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等)を的確に実施できる体制を整備する。



## UPZの防護措置の基本的な流れ



- ※ 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
- ※ 屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。
- ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 屋内退避中の一時的な外出等(新規)

## 【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。

## 住民が自らの生活を維持するための外出の例



### ①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



### ②家屋の維持

- 家屋の屋根等の雪下ろし
- 家屋周辺の除雪作業



### ③緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受け取り



### ④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

## 【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

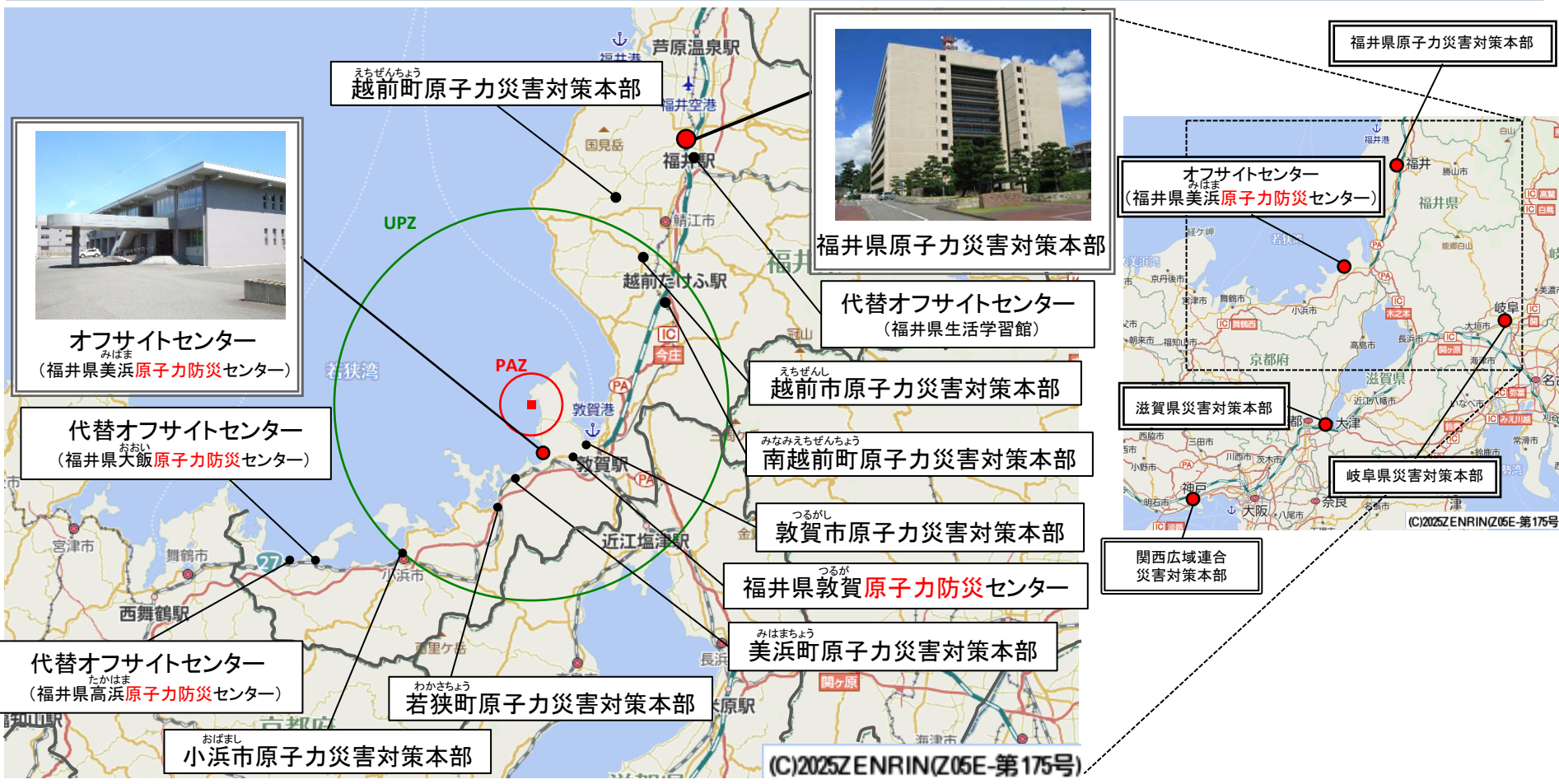
- 緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 原子力災害拠点病院を中心とした医療活動や施設入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続(P65、66、68、69、70、155、156、157)。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

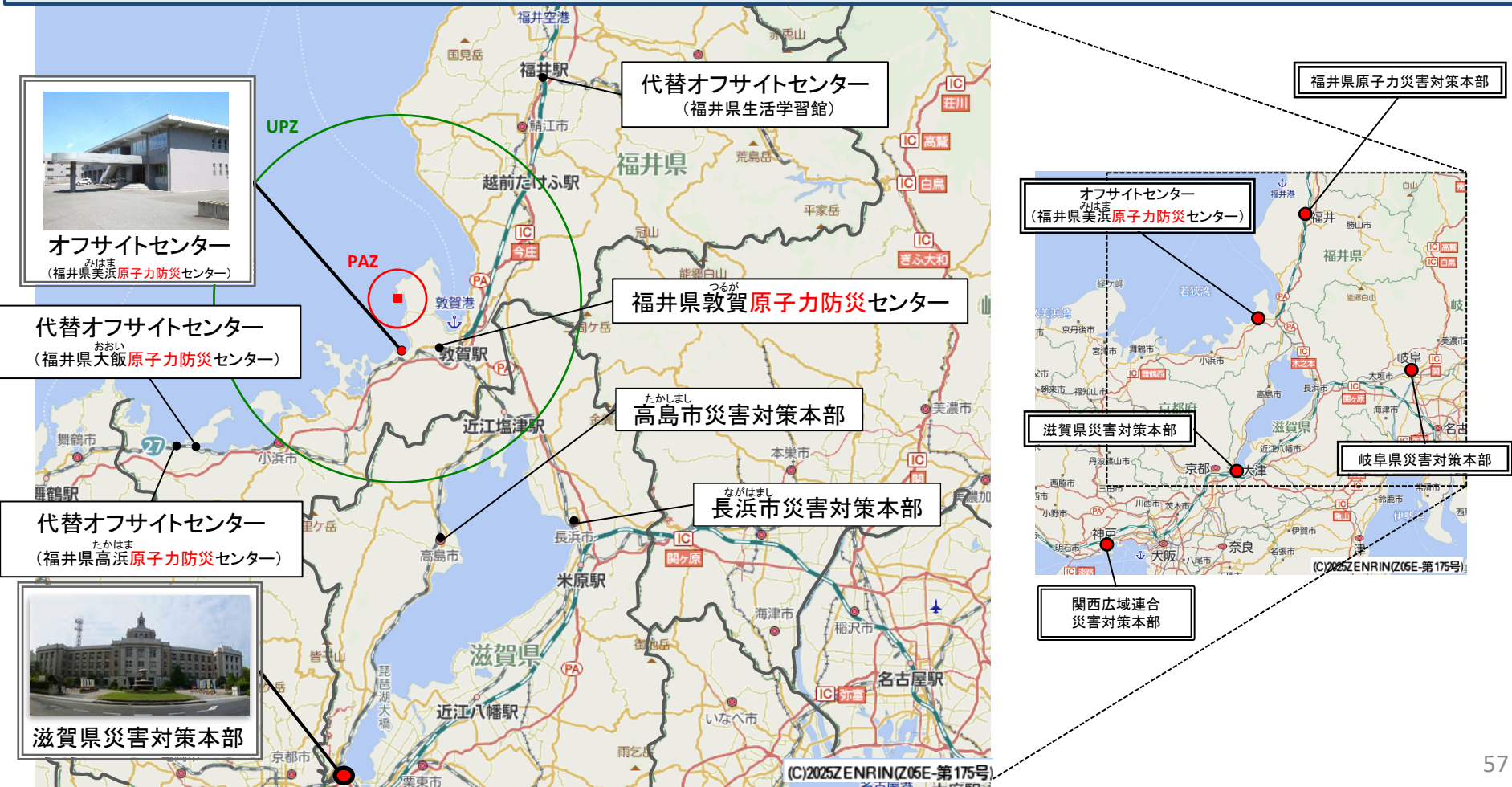
# 一時移転等に備えた関係者の対応(福井県)

- 福井県及び関係市町は警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



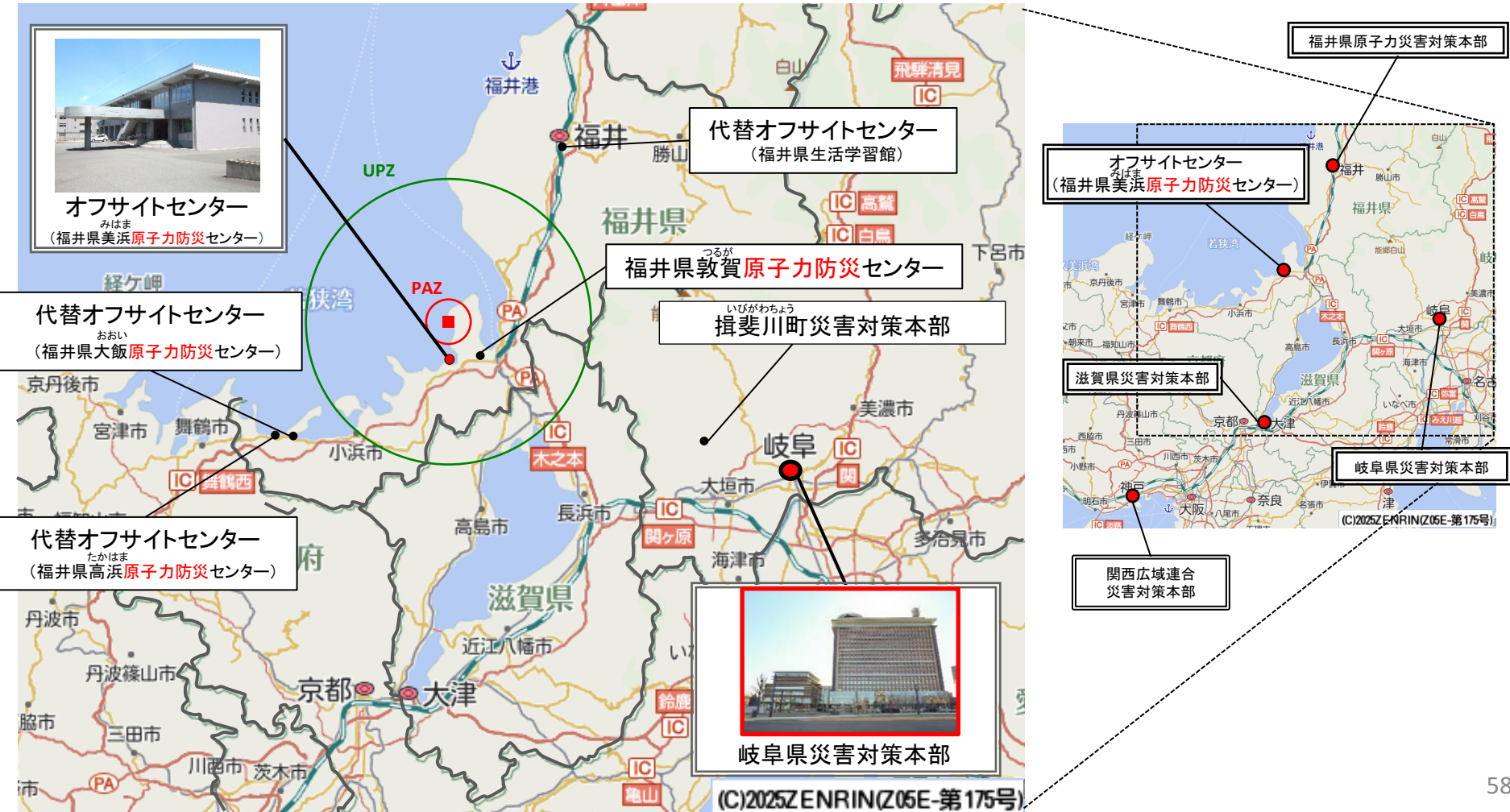
# 一時移転等に備えた関係者の対応(滋賀県)

- 滋賀県、<sup>ながはまし</sup>長浜市及び<sup>たかしまし</sup>高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会との災害等の緊急時における人員輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- <sup>ながはまし</sup>長浜市及び<sup>たかしまし</sup>高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



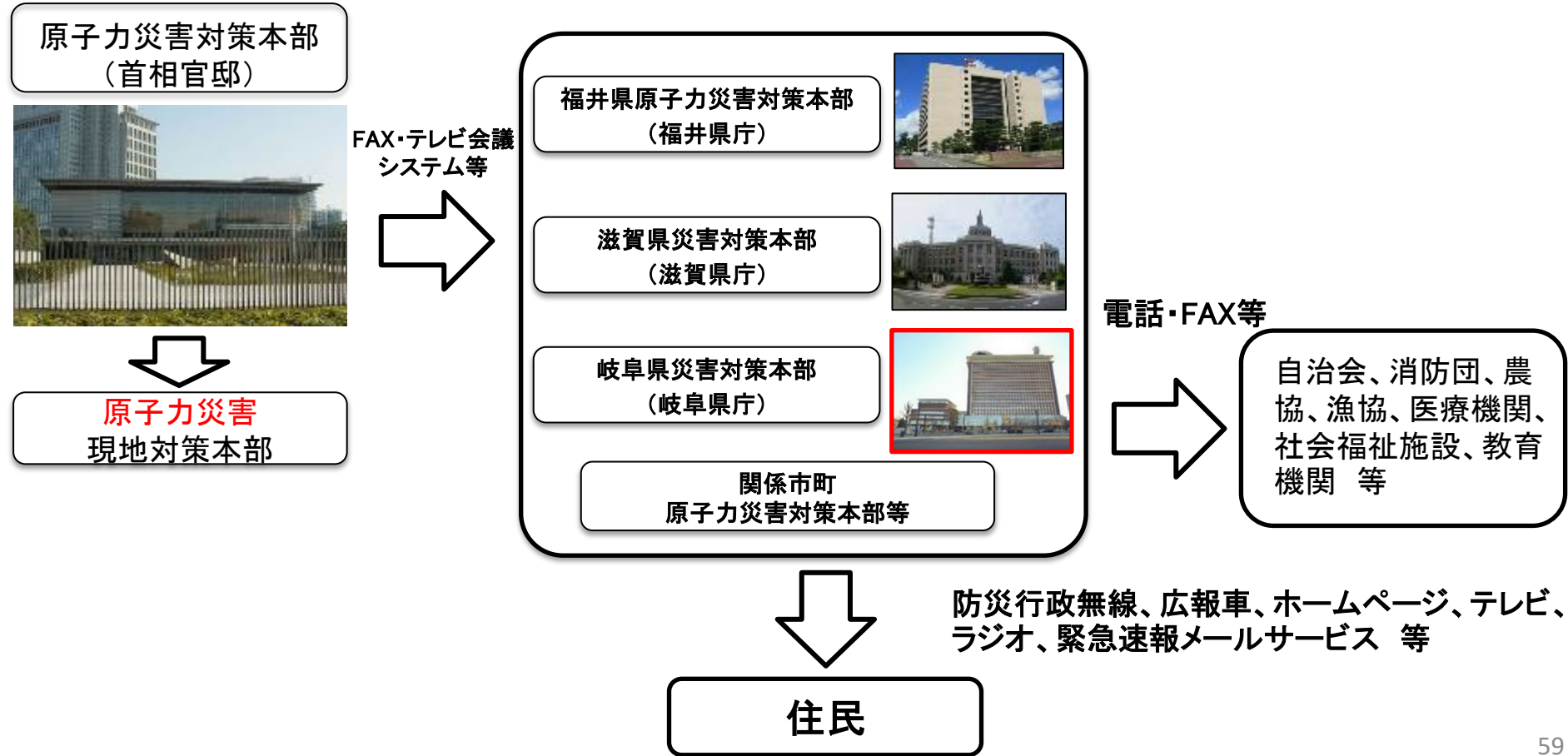
# 一時移転等に備えた関係者の対応(岐阜県)

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態で原子力災害警戒体制に移行し、施設敷地緊急事態で原子力災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 住民の一時移転は原則自家用車で行い、自家用車移転が困難な住民は町公用車で輸送。車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 揖斐川町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる地区に職員を配置。



# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



# UPZ内住民の一時移転等

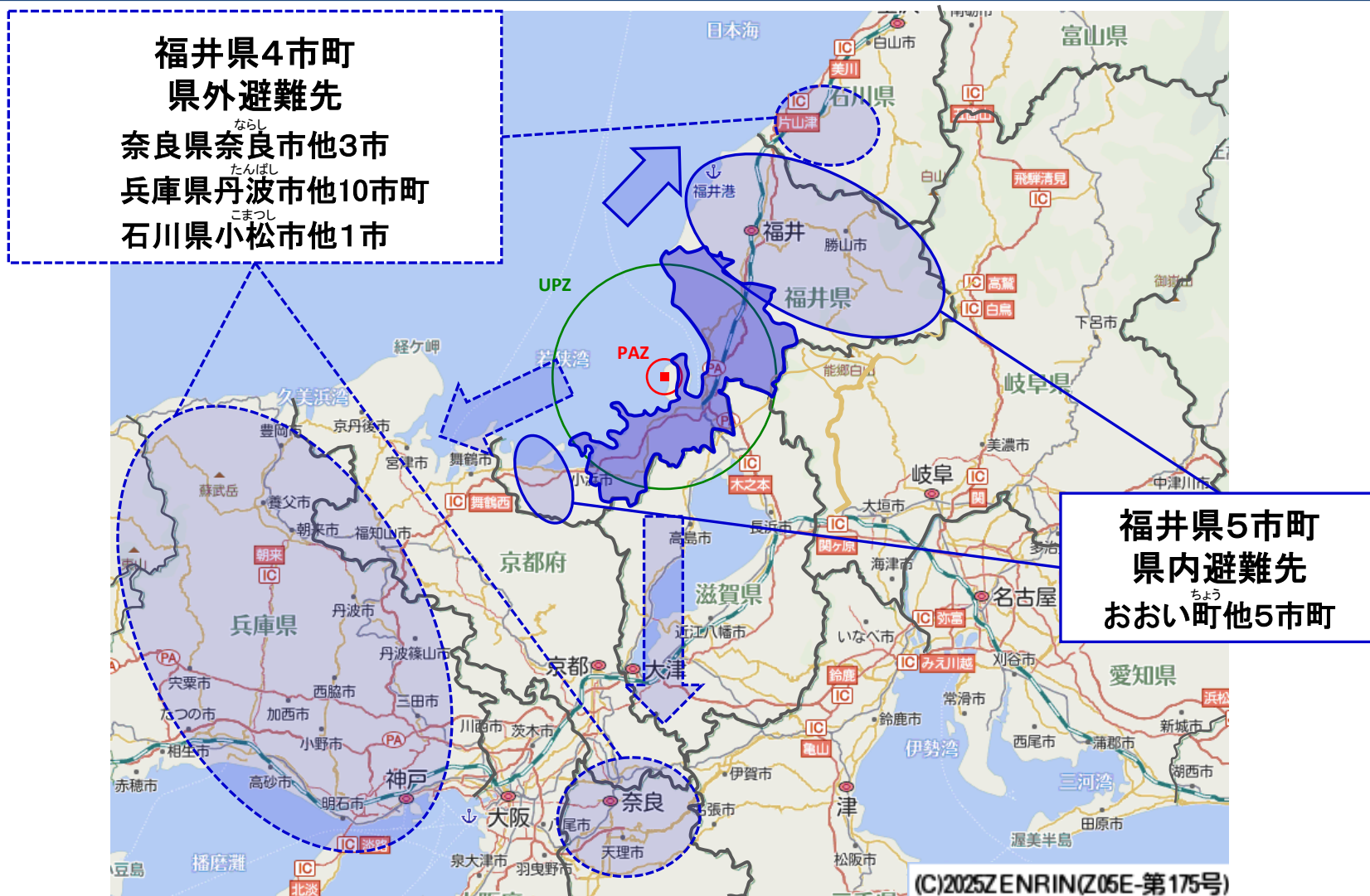
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- **UPZ**関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

県名	市町名	県内避難先	県外避難先	
福井県	美浜町	おおい町、〔大野市〕	—	—
	敦賀市	福井市	〔奈良県〕	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市
	若狭町	—	兵庫県	丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	小浜市	—	兵庫県	姫路市、朝来市、豊岡市
	南越前町	永平寺町	—	—
	越前市	坂井市、あわら市	石川県	小松市、能美市
	越前町	坂井市	—	—
滋賀県	長浜市	長浜市内、草津市、甲賀市、東近江市	〔大阪府〕	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、かわちながのし、まつばらし、いずみし、かしわらし、はびきのし、たかいし、ふじいでらし、ひがしおおさかし、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、せんなんし、おおさかさやまし、はんなんし、ただおかちようくまどりちようたじりちようみさぎちようたいしちようかなんちよう、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、ちはやあかさかわら、千早赤阪村
	高島市	高島市内、大津市		大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、だいとうし、みのおし、かどまし、せつし、しじょうなわてし、かたのし、しまとちよう、とよのちよう、のせちよう、大東市、箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町内、〔美濃市〕	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、( )内の避難先、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

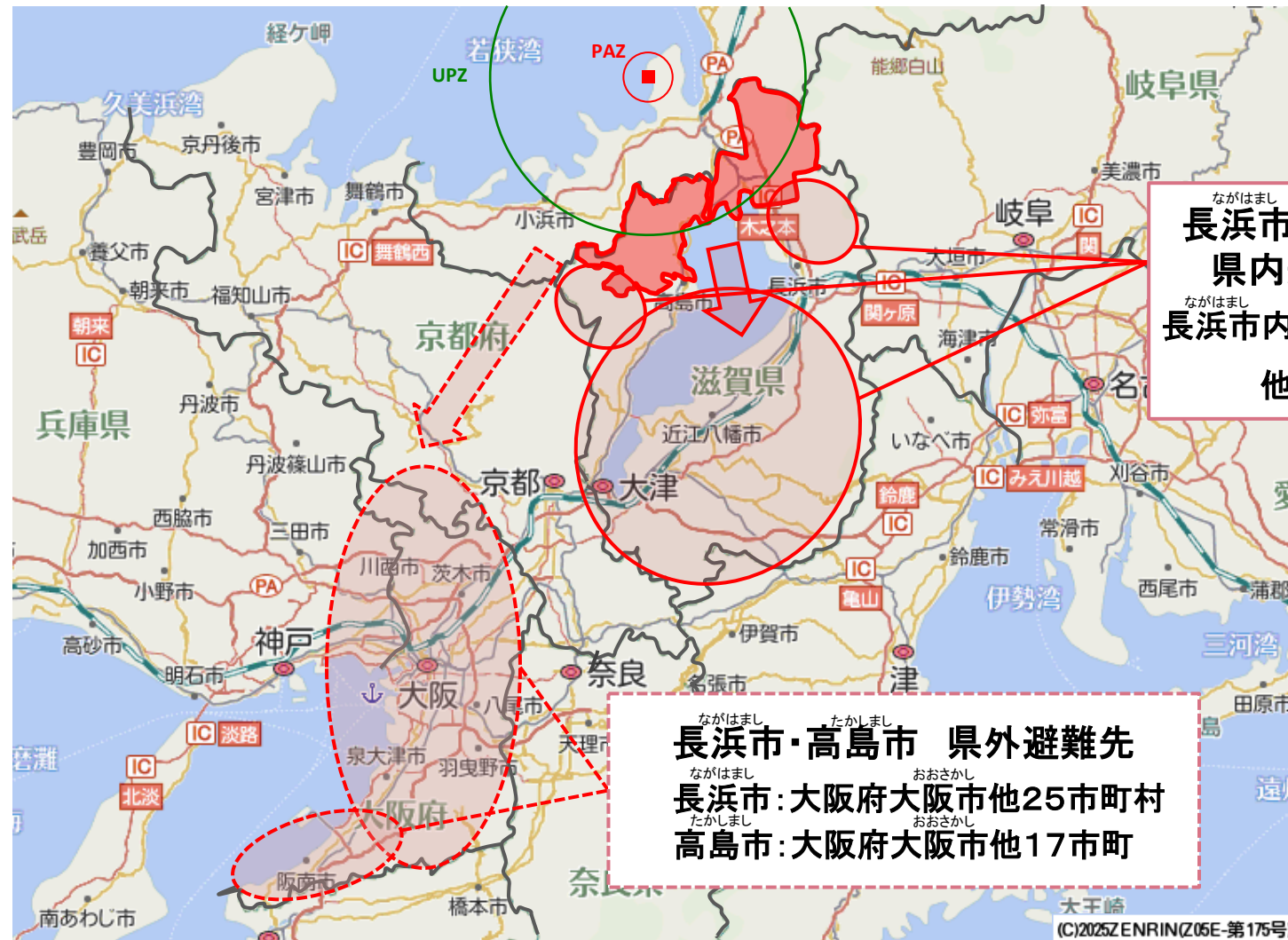
# UPZの福井県内各市町の避難先

- UPZにある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(奈良県・兵庫県・石川県)において避難先を確保。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受け入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



# UPZの滋賀県長浜市及び高島市の避難先

- UPZにある滋賀県長浜市・高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受け入れができない場合は、大阪府又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



ながはまし たかしまし  
**長浜市・高島市  
 県内避難先**  
 ながはまし たかしまし  
**長浜市内、高島市内  
 他4市**

ながはまし たかしまし  
**長浜市・高島市 県外避難先**  
 ながはまし おおさかし  
**長浜市:大阪府大阪市他25市町村**  
 たかしまし おおさかし  
**高島市:大阪府大阪市他17市町**

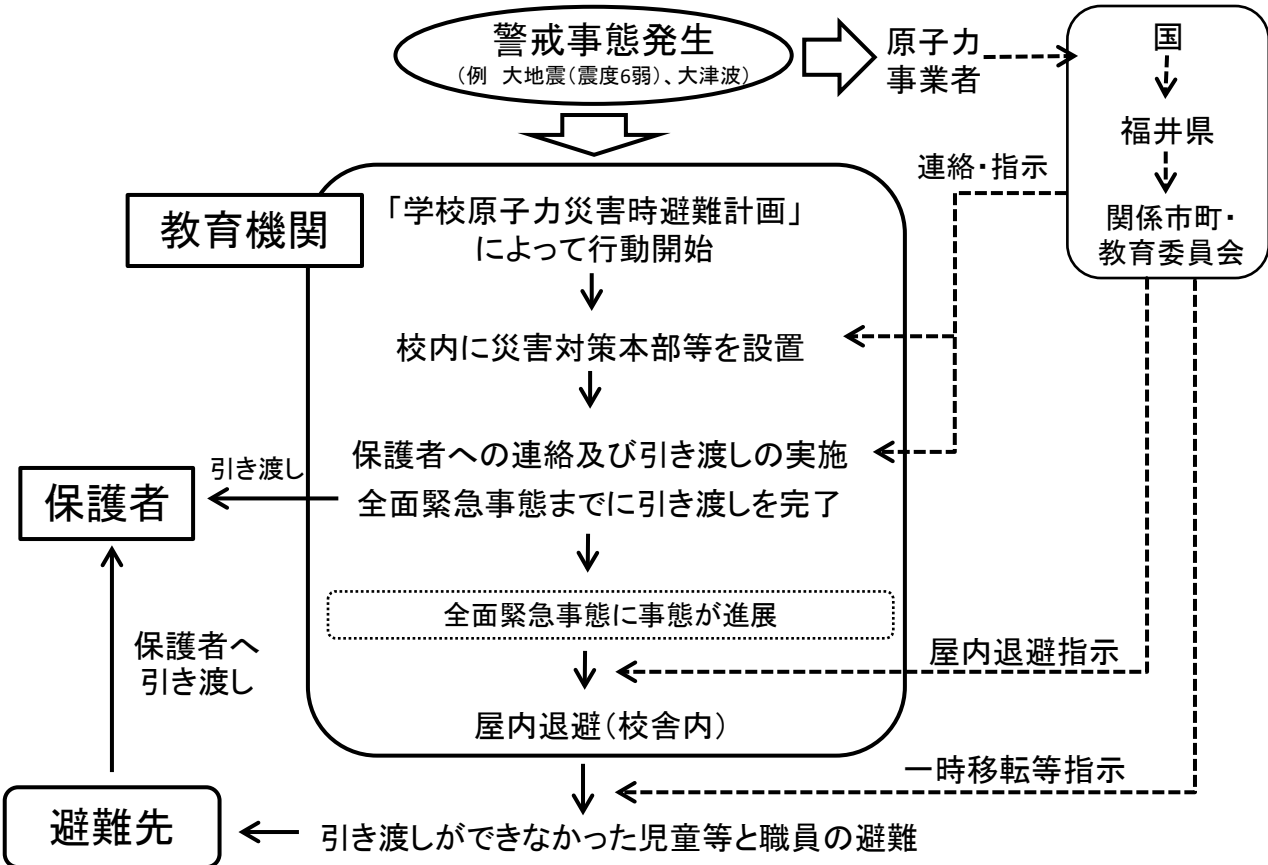
# UPZの岐阜県揖斐川町の避難先

- UPZにある岐阜県揖斐川町の住民の避難先は、岐阜県内において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入れができない場合は、岐阜県において避難先の調整を行う。



# 福井県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ の教育機関数  
(令和7年4月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	99	6,674
小学校	53	10,063
中学校	22	5,512
高等学校	11	5,714
特別支援学校	3	355
その他の学校※	9	2,090
合計	197	30,408

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

# 福井県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

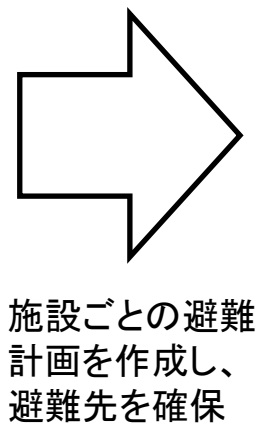
- 福井県では、UPZにある全ての医療機関、社会福祉施設(127施設5,890人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		24	2,083
社会福祉施設	介護保険施設等	78	3,087
	障害福祉サービス事業所等	22	633
	児童養護施設等	3	87
	小計	103	3,807
合計		127	5,890

## < UPZ外 >

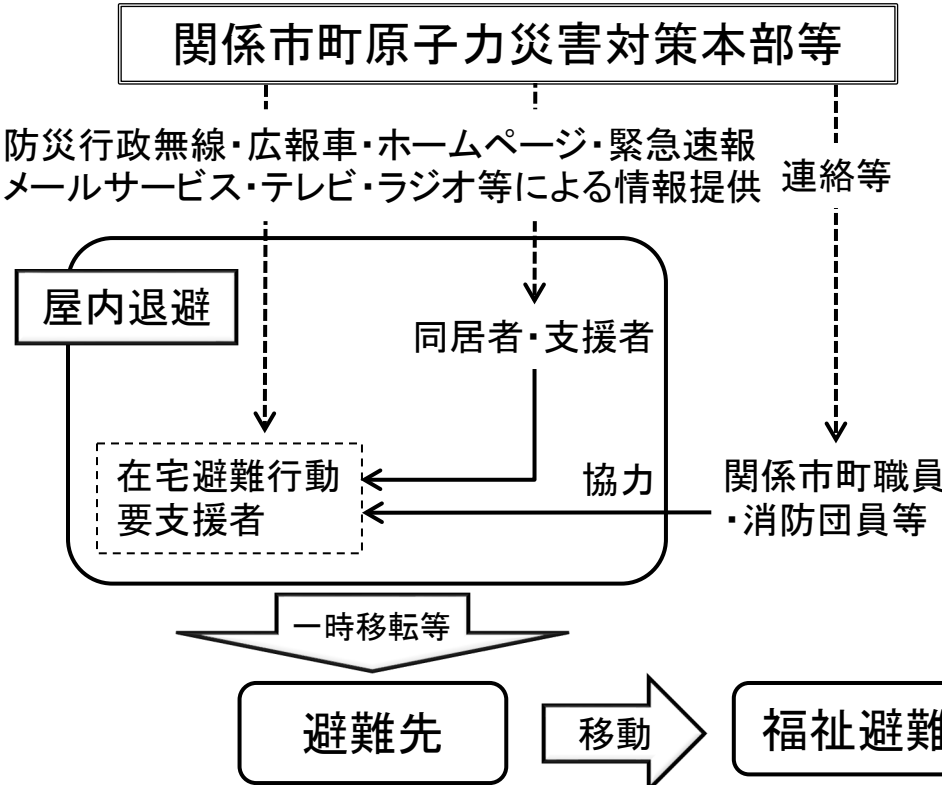
避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
22	5,421
182	3,087
31	633
4	87
217	3,807
239	9,228



※ 令和7年3月1日時点(医療機関は令和7年12月31日時点)

# 福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

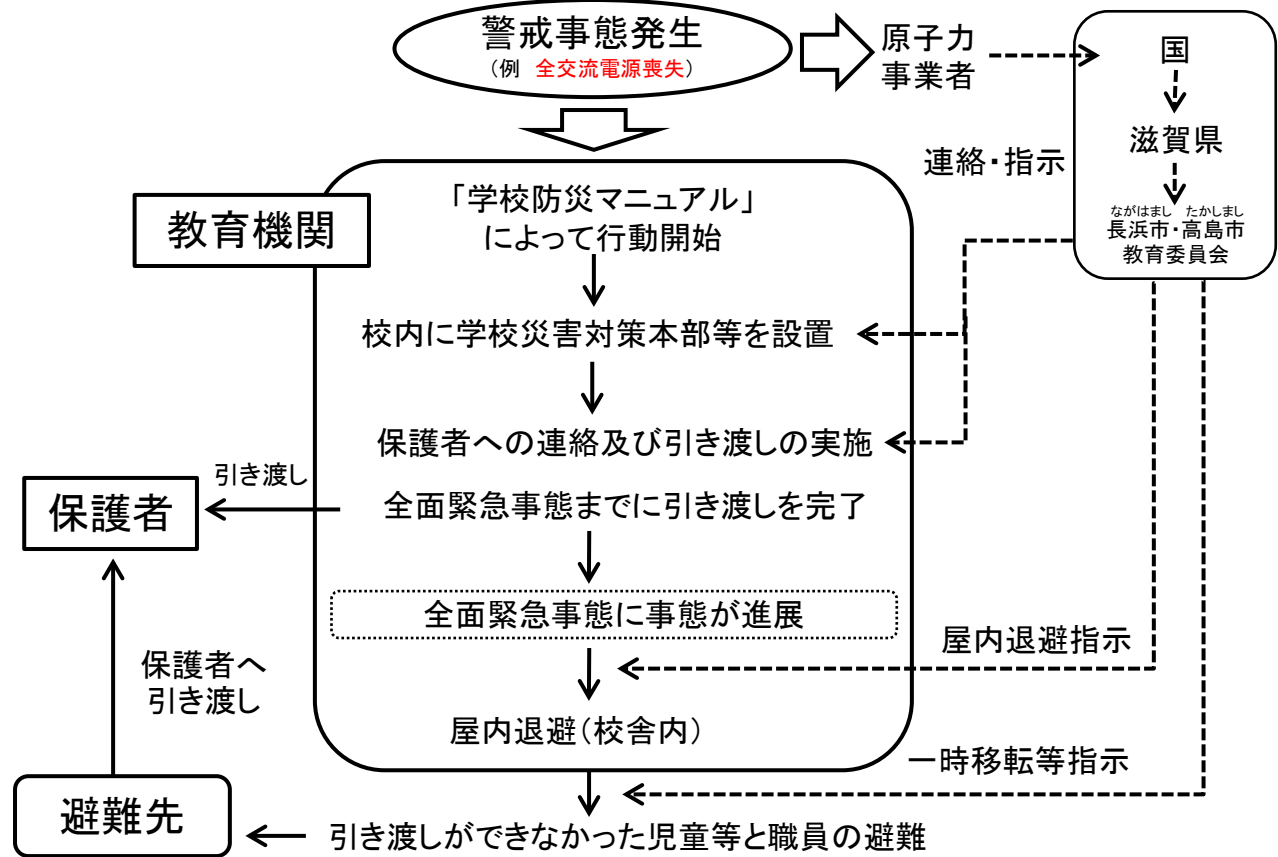
	UPZ内(人)
みはまちょう 美浜町	1,171(1,171)
つるがし 敦賀市	3,426(912)
わかさちょう 若狭町	971(165)
おぼまし 小浜市	449(449)
みなみえちぜんちょう 南越前町	1,069(689)
えちぜんし 越前市	2,835(695)
えちぜんちょう 越前町	499(497)
合計	10,420(4,578)

※ ( )内は支援者有り  
 ※ 令和7年4月1日現在

※県内指定福祉避難所数(避難対象7市町を除く):170施設

# 滋賀県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は<sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市・高島市災害対策本部や<sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、<sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの教育機関数  
(令和7年5月1日時点)

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	15	1,167
小学校	17	1,862
義務教育学校	1	126
中学校	7	1,140
高等学校	2	781
特別支援学校	0	0
その他の学校※	0	0
<b>合計</b>	<b>42</b>	<b>5,076</b>

※ 専門学校、専修学校、高等専門学校、大学等

# 滋賀県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

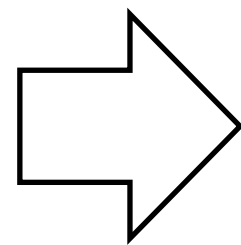
- 滋賀県では、UPZにある医療機関、社会福祉施設(59施設1,988人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計57施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	340
社会福祉施設	介護保険施設等	27	814
	障害福祉サービス事業所等	26	424
	救護施設	3	410
	小計	56	1,648
合計		59	1,988

## < UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
24	1,458
22	482
3	360
49	2,300
60	3,250

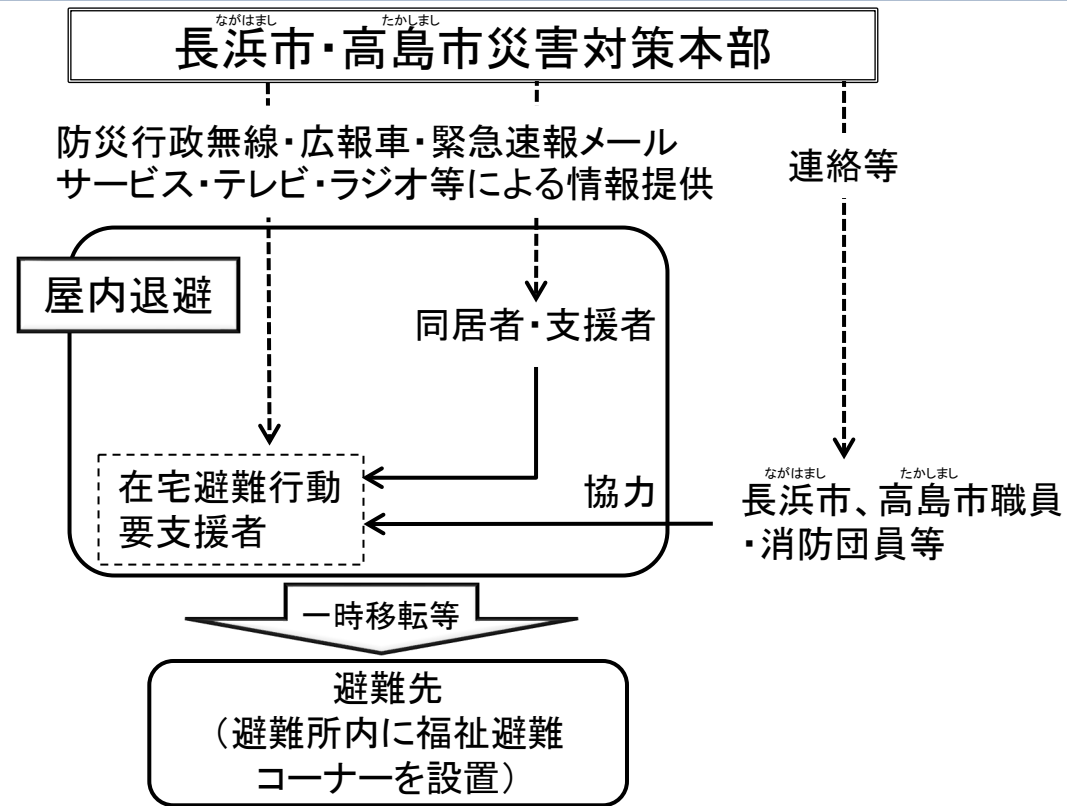


障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

※令和7年4月1日時点

# 滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- <sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、<sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、<sup>ながはまし たかしまし</sup>長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



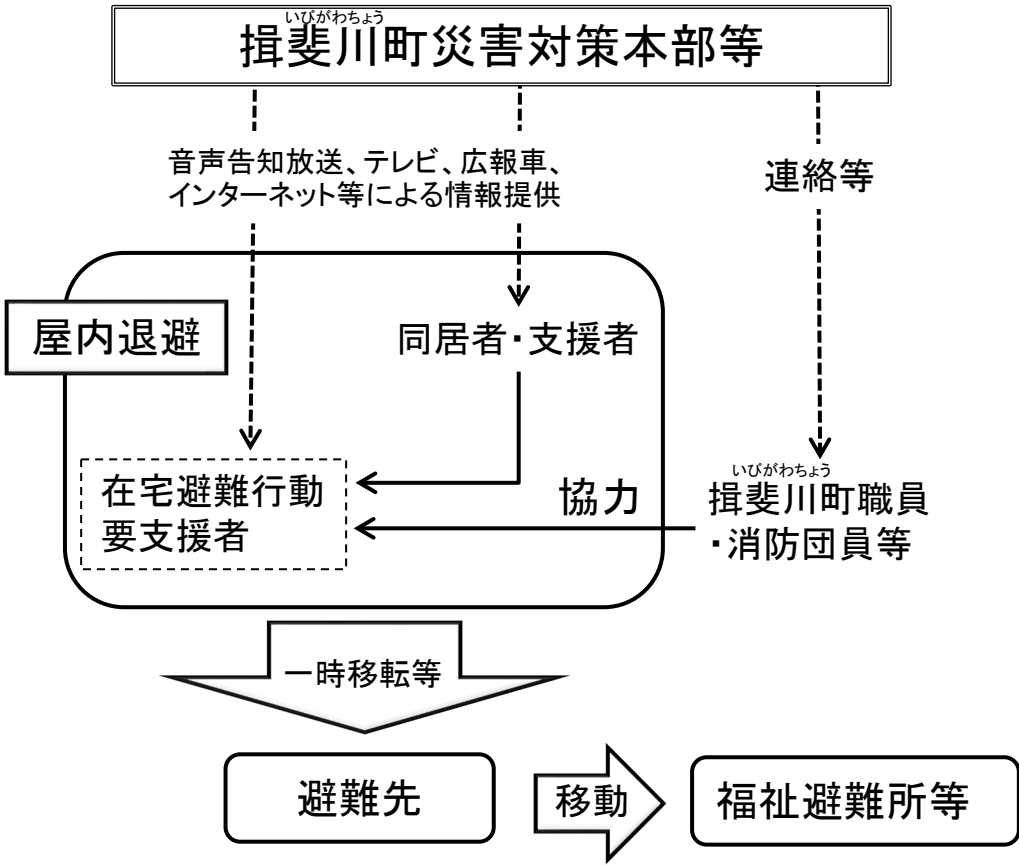
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

市町名	UPZ内(人)
<sup>ながはまし</sup> 長浜市	493(371)
<sup>たかしまし</sup> 高島市	578(578)
合計	1,071(949)

※1 ( )内は支援者有り  
 ※2 令和7年4月1日現在

# 岐阜県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

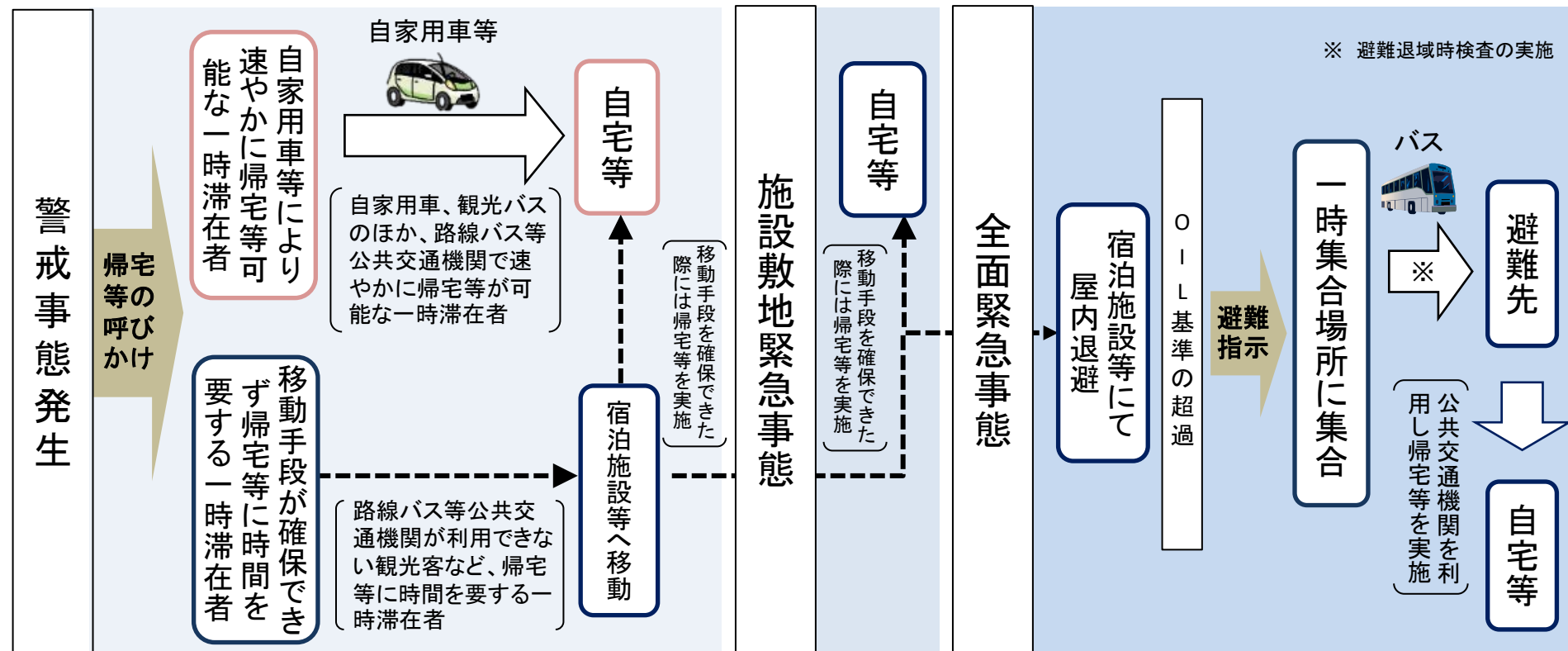
町名	UPZ内(人)
揖斐川町	8(8)

※1 ( )内は支援者あり  
 ※2 令和7年4月1日現在

# UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の発生で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>

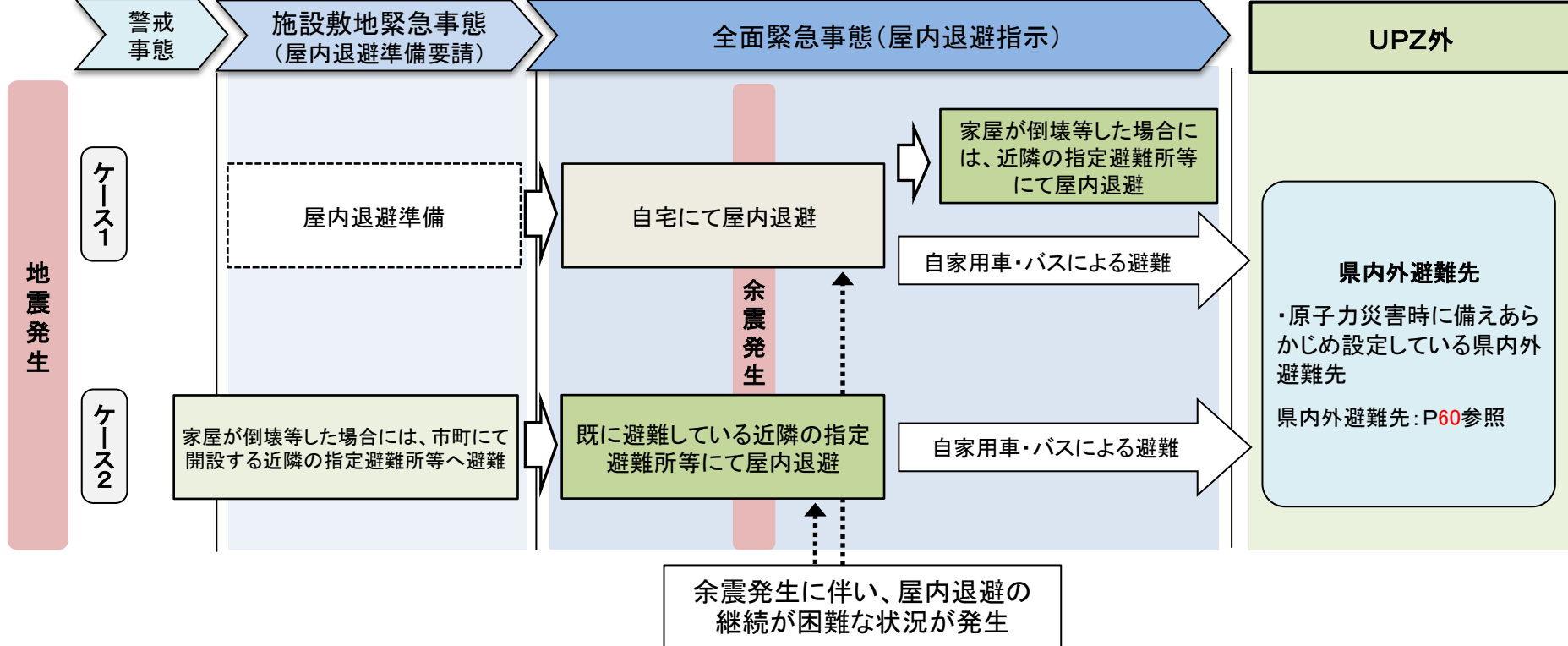


※ 一時滞在者は民間企業の就労者を含む(緊急事態応急対策に従事する者等を除く)。

# 自然災害等(地震、津波等<sup>※1</sup>)により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZの別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先の準備が整い次第、関係自治体の指示に従い避難を行う<sup>※2</sup>。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報、避難所の開設タイミング等について、確認・調整等を行う。

## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



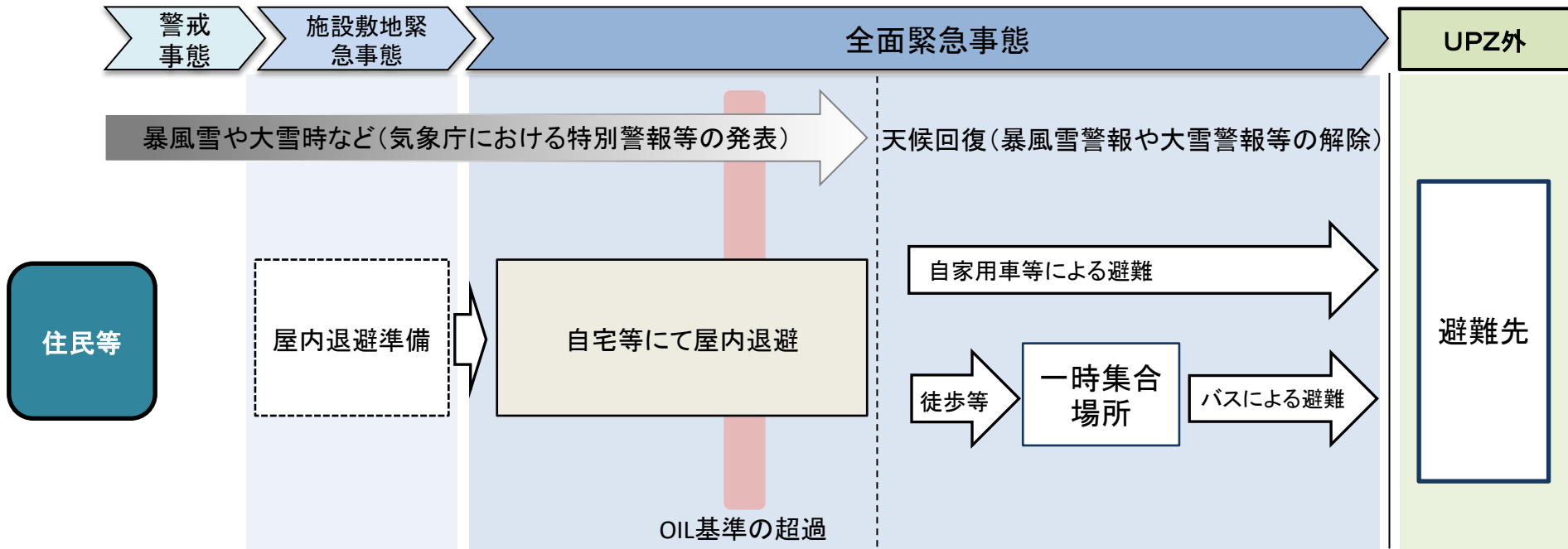
※1 大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

# 暴風雪や大雪時などにおけるUPZの防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。※
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



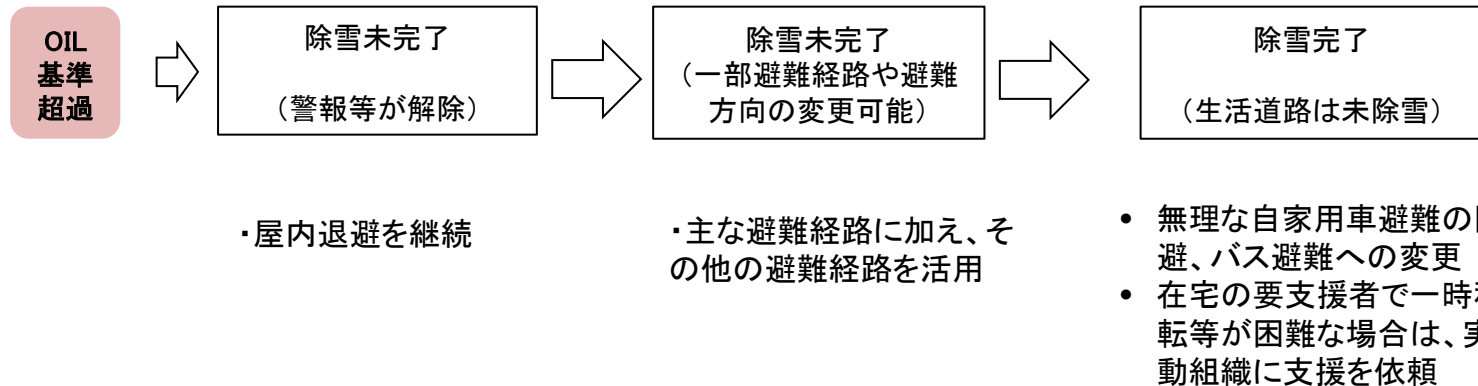
※ 地震による家屋の倒壊等をはじめとする様々な理由により家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。

台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

# 積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応(UPZ) (新規)

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援(P26参照)を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織(消防、自衛隊等)の支援により一時移転等を行う。



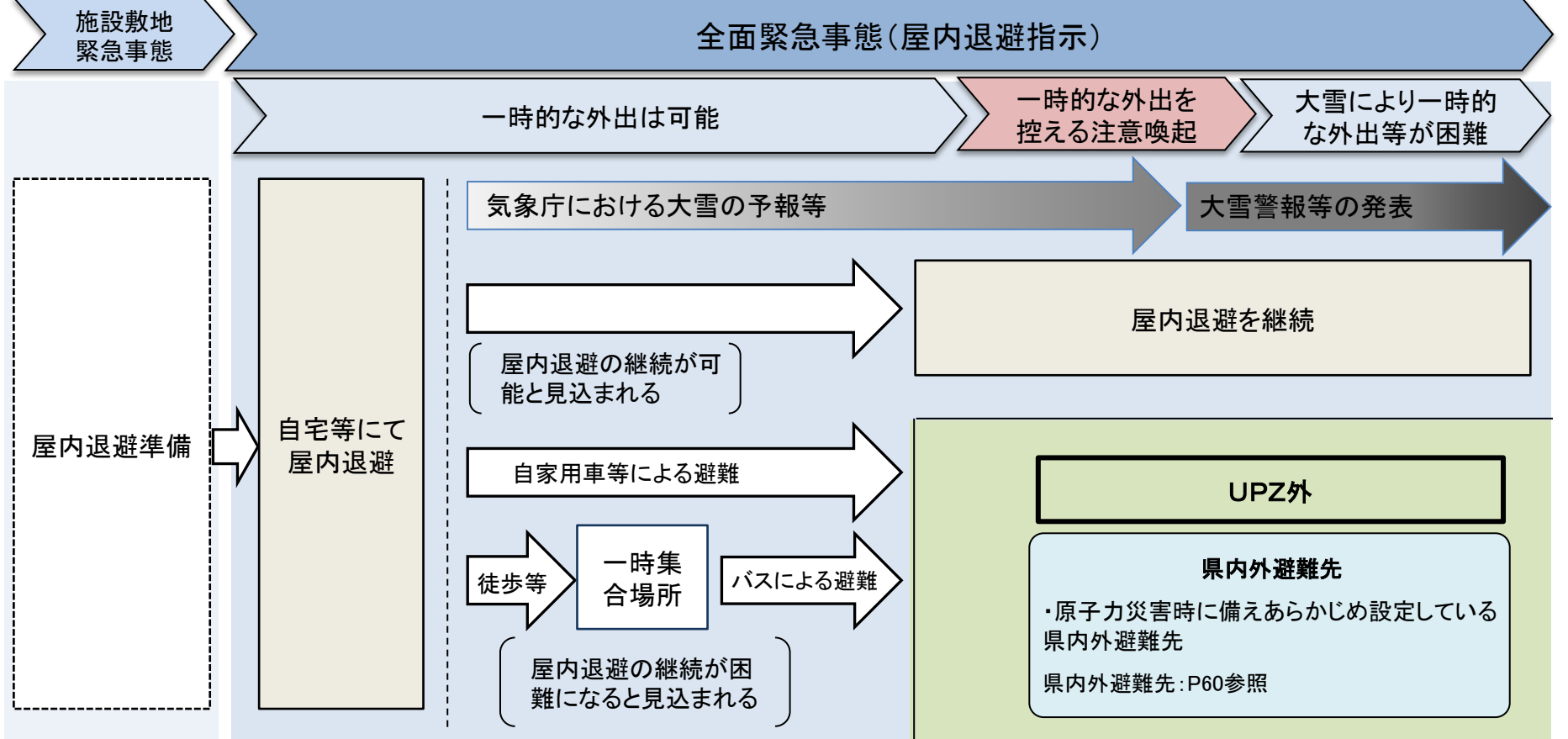
※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられないことがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。  
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタバントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。

※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

# 大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合 (新規)

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタバントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

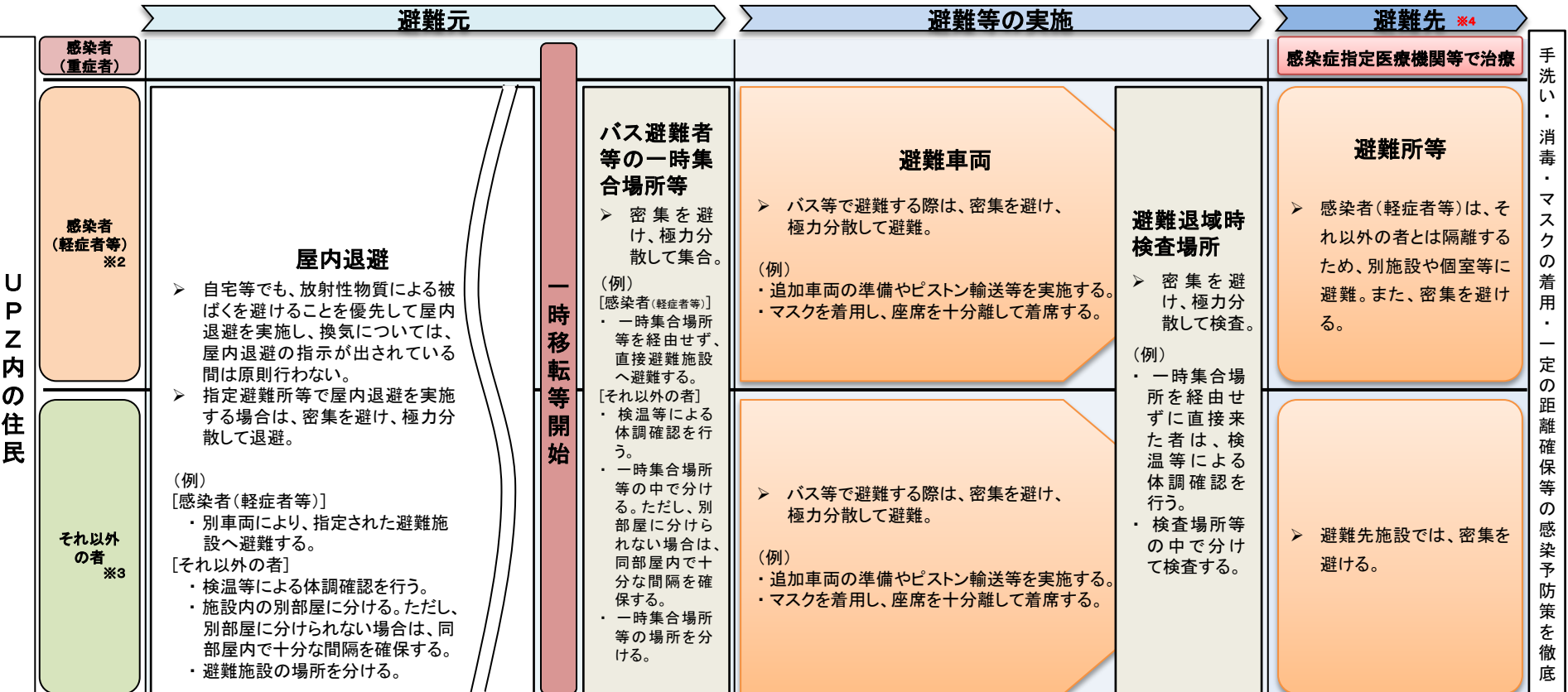
## < 全面緊急事態で大雪の予報等が発表された場合 >



# 感染症※1の流行下でのUPZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。  
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養している場合あり。  
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。  
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、県旅館・ホテル組合に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

# UPZ市町の一時移転等における福祉車両の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が160台、ストレッチャー車両が80台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、893台と214台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用し避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(789台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	1,329台	1,023台	
医療機関	382台	940台	
社会福祉施設	518台	778台	
合計	2,229台※1	2,741台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	160台	80台	・ピストン輸送(14往復)を想定。 ・ストレッチャー車両はピストン輸送(35往復)を想定。



県内の福祉車両保有数	893台	214台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	789台 (令和8年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# UPZ市の一時移転等における福祉車両の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が60台、ストレッチャー車両が21台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、285台と21台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(978台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	293台	61台	
医療機関	110台	146台	
社会福祉施設	435台	87台	
合計	838台※1	294台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	60台	21台	・ピストン輸送(14往復)を想定。 ・必要車両台数は、車椅子車両及びストレッチャー車両それぞれ1台当たり1名で算定。



県内の福祉車両保有数	285台	21台	・UPZの医療機関・社会福祉施設等や県内行政・タクシー会社における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	978台 (令和7年4月時点)		・車椅子車両、ストレッチャー車両を除く。 ・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# UPZ町の一時移転等における福祉車両の確保(岐阜県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県UPZ全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が8台に対して、岐阜県内(揖斐川町内)<sup>いびがわちょう</sup>における保有車両数は8台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等は原則支援者の自家用車で行うが、不足の際には町内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先し、それでも不足する場合には、岐阜県タクシー協会に所属するタクシー(1,507台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	8台	0台	
医療機関	該当施設なし		
社会福祉施設	該当施設なし		
合計	8台	0台	
必要車両台数	8台	0台	

町内の福祉車両保有数	8台	0台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)。
岐阜県タクシー協会に所属するタクシー会社が保有するタクシー台数	1,507台 (令和7年7月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力(株)の保有する福祉車両(車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# UPZ市町の一時移転等における輸送能力の確保(福井県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数10,798人、必要車両数243台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は859台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP83参照)。

		合計	みはまちよう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちよう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちよう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちよう 越前町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	215,899	7,934	61,852	13,104	23,732	9,380	80,264	19,633	R7.4.1時点
	バスによる 一時移転等 が必要となる 住民	10,798	397	3,093	656	1,187	469	4,014	982	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる 一時移転等が必要とな ると想定。*1
必要車両台数(台)*2		243	9	69	15	27	11	90	22	バス1台当たり45人程度 の乗車を想定。



福井県内のバス会社 保有車両	<b>859台</b> (令和7年2月時点)	福井県内のバス会社から必要な 輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	<b>16,114台</b>	関西広域連合等関係機関が 関係団体から輸送手段を調達。

※1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。  
 ※2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 80

# UPZ市の一時移転等における輸送能力の確保(滋賀県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**48,385**人、必要車両数**382**台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は**428**台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細についてはP83参照)。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	<b>48,385</b>	<b>22,746</b>	<b>25,639</b>	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	<b>48,385</b>	<b>22,746</b>	<b>25,639</b>	・UPZ内住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定。
必要車両台数(台)		<b>382</b>	<b>180</b>	<b>202</b>	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	<b>428</b> 台 (令和7年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	<b>16,114</b> 台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

# UPZ町の一時移転等における輸送能力の確保(岐阜県)

- UPZで一時移転等の対象となる地域は、UPZ全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県におけるUPZ全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 岐阜県において一時移転が必要となる場合には、原則として自家用車避難を想定。万が一、バスによる避難が必要となる場合において必要な輸送能力は、想定対象人数8人、必要車両数1台であり、岐阜県内バス会社の保有車両数1,376台より必要台数を要請し確保。

		いびがわちよう 揖斐川町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	40	R7.4.1時点
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	8	・原則自家用車避難を想定。 ・万が一バスによる輸送が必要となった場合には、岐阜県バス協会に必要台数を要請する。
必要車両台数(台)		1	バス1台あたり45人程度の乗車を想定。



岐阜県内のバス会社 保有車両	1,376台 (令和7年7月時点)	岐阜県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
-------------------	-------------------	------------------------

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。